

## 母子福祉部会

### 【提言項目】

母子生活支援施設の広域利用の推進に一層取り組むこと

前回の提言により広域利用の促進に取り組み、さらにその必要性が確認されたため、引き続き提言していく。

### 【広域利用の必要性】

平成 16 年東京の母子生活支援施設度実態調査（東社協母子福祉部会実施）のデータによると、家庭内暴力（DV）等による母子生活支援施設の利用が 31.5%を占めている。また、平成 16 年 10 月に実施した広域入所に関するアンケート（同）では、実際に入所している世帯で本来は他区市へ入所した方が望ましいケースが 679 件中 62件（9.1%）という結果がでている。エリア別にみると、区部で 560 件中 50 件（8.9%）、多摩地区で 119 件中 12 件（10.1%）となっており、多摩地区が 1.2 ポイント多く入所している傾向がでた。

DV 被害を受けた母子家庭が、心の傷を癒しながら、安心して将来を考え、自立生活を目指していくためには、現在住んでいる地域や近接地の施設に入所することで問題の解決はできない。広域対応をすることが問題解決に直結する 1 つの対策である。

### 【母子生活支援施設の現状】

都内の母子生活支援施設の充足状況は、平成 17 年 4 月から 12 月の月初で 89.9%である。エリア別にみると、区部が 89.3%で多摩地区が 91.9%となっており、多摩地区の充足率が区部を大きく（2.6 ポイント）上回っている。

区部では母子生活支援施設が 31 施設あり、公立（民営含む）施設が多く、自区内の母子家庭のみを対象にしているところが多い。多摩地区では母子生活支援施設が 6 施設あり、ある程度「広域利用」ができており、区部や県外への広域移行を希望している。

多くの区では、現地保護（親戚や友人を頼って逃げてきた母子家庭を、その地区の福祉事務所でそのまま保護すること）は実施しているものの、施設に空き室があっても、基本的には他区市の母子家庭のための提供は考慮されていない。また、広域対応のための予算措置がされていない現状にある。

### 【広域利用を妨げる課題】

広域利用を妨げている原因の 1 つとして、「費用支払いシステム」の問題が上げられる。現在、母子生活支援施設は「措置費」で運営されているが、都においては「サ

ービス推進費」に基づいている。しかし、区部ではこの財源は財調に含まれており、施設の運営は区の裁量に左右される割合が大きく、また、区によって特別に加算されているケースもあり統一性がない。「サービス推進費」の見直しが必要である。（「広域入所措置における経費負担の考え方」参照）

次に、広域利用をするためには、母子生活支援施設の経常費用のほかに「広域利用のための必要経費」を予算化する必要がある（1世帯あたり年間300～400万円）。予算計上をしていない（できない）地区も多く存在し、予算化を進める取り組みが必要である。

また、広域利用を進めるためには現在の母子生活支援施設の空き状況の把握も必要となる。他地区の施設の空き情報が迅速・的確にわかるシステムを構築することが必要不可欠である。平成16年度に本部会が都内福祉事務所の母子自立支援員にアンケート調査を行ったところ、平成15年度の相談ケースのうち、施設入所を必要としたケースが448件、そのうち施設に空きがなく入所できなかったケースが131件（29.2%）あった。緊急対応における迅速性という意味からも、空き情報が即時にわかるシステムの構築が必要であり、東社協に対しても、ホームページを活用した空き室情報システムの導入に対して協力をお願いしたい。

さらに、「生活保護世帯の広域利用」については、措置移管が発生することに伴い、行政が受入れを拒否する場合もあり、対応の検討が必要となっている。

#### 【今後の対応】

広域利用について、本部会では現在、課題の整理・検討をおこなうために「広域利用推進委員会」を設置して取り組んでいる。また、都においても「東京都ひとり親家庭自立支援計画」の中で「配偶者暴力被害者など母子生活支援施設等を活用した広域対応のしくみづくり」を掲げており、都の所管課と協力して「広域利用」の実現に向け取り組んでいるところである。実際には、上記の課題についての行政の理解を進めることと、「生活保護世帯の広域利用」について、区や福祉事務所との調整が急務である。

また、サービス推進費における広域利用の仕組み作りも対応が必要である。

なお、広域利用について、都内すべての施設・行政において対応できるようにすることが理想であるが、まず、民間施設から始めることを含め、できることから進めることも視野に入れて取り組んでいく必要がある。